

■平成24年度「配偶者からの暴力対策基本計画」の推進に関する実績評価表(活動指標)

資料4

基本目標Ⅰ DVを許さない意識づくり 施策の方向1 DVの未然防止対策を推進する。

・**網掛け**は、「配偶者からの暴力対策基本計画」の活動指標として定められた取組。
 ・目標値を9割以上達成は◎, 7割以上9割未満は○, 7割未満は△, 未実施は×で表す。
 (活動指標によっては、年間の目標値で評価)

取り組むべき施策	重点	事業	具体的な取組	事業概要	主管課	目標値・参考値							評価	特記事項 課題・今後の対応
						活動指標(網掛け)及び参考指標	目標値(25年度)	計画策定時(20年度)	21年度	22年度	23年度	24年度		
(1) DV防止に向けた啓発の充実	1 DV防止啓発事業の実施	①DV防止講座の開催	・男女共同参画推進センターにおいて、DV防止啓発のための講座を開催し、啓発する。 また、自治会やサークルなど、受講を希望する団体が準備した会場に出向き、DV防止をテーマにした講座を開催し、啓発する。	男女共同	講座・講演会の開催回数	—	—	1回 (7人)	6回 (1,060人)	10回 (610人)	10回 (834人)	—	【課題】 ・より広くDV未然防止を啓発するため、受講者の拡大を図る必要がある。 【今後の対応】 ・啓発事業の計画的、継続的な実施を図る。 ・中学校等に出前講座について積極的に周知を行う。	
		②DV防止リーフレットによる周知	・DV防止リーフレットを作成し、公共施設に設置するとともに、新たに医療機関などと連携し、待合室などに配布・設置するなど、啓発機会の拡充を図る。	男女共同	DV防止リーフレットを配布枚数	—	—	2,000枚	2,000枚	2,000枚	2,000枚	—	【課題】 ・DV防止に向けた効果的な啓発方法を検討する必要がある。 【今後の対応】 ・DV根絶強化月間での啓発事業内容の見直しを図る(啓発物品の工夫)。 ・メディアへの積極的なプレスリリースを行う。	
		③広報紙や市ホームページ等による啓発	・広報紙や男女共同参画啓発誌、市ホームページ、ラジオ、ケーブルテレビなどにより、DV防止に向けた啓発を行う。	男女共同	広報紙等による広報回数	—	—	3回	5回	3回	3回	—	【課題】 ・より多くの市民に広く周知するため、ラジオ放送等を活用した、周知・啓発を継続する必要がある。 【今後の対応】 ・電光掲示板をはじめ、様々な機会や場を活用しながらDV防止啓発事業に取り組む。	
		④民生委員・児童委員等への説明会の実施	・地域で活動している民生委員・児童委員等が集まる会場に出向き、DV防止や被害者が置かれている立場などについての説明を行うとともに、被害者の発見・通報や相談窓口の案内などの協力・連携を図る。	男女共同	民生委員・児童委員への説明会	—	—	0回	2回 (671人)	2回 (41人)	1回 (55人)	—	【課題】 ・より多くの民生委員・児童委員等にDV問題について周知する必要がある。 【今後の対応】 ・各地区協議会等での出前講座について周知を図る。	
	● 2 若者へのデートDV防止啓発事業の実施	①デートDV防止出前講座の実施	・高校生や大学生及び教職員を対象に、デートDVについての出前講座を実施し、若者のデートDV防止に向けた啓発を行う。	男女共同	デートDV防止出前講座の受講者の数	1,000人 (5か年)	100人 (見込)	202人 (累計)	317人 (累計)	837人 (累計)	1,553人 (累計)	◎	【課題】 ・DV防止に向けた若年層への継続的な啓発、分かりやすいデートDV防止啓発手法を工夫する必要がある。 【今後の対応】 ・DV防止に向けたデートDV防止の学校と連携した事業(出前講座等)の継続的な実施、マンガを活用した啓発パンフレットの積極的な配布・活用を図る。	
		②成人式等でのデートDV防止の啓発	・成人式の全会場において新成人を対象に、デートDV防止リーフレットを配布し、啓発する。また、大学等にリーフレットの設置を行い、若者のデートDV防止に向けた啓発を行う。	男女共同	市内全成人式会場におけるDV防止リーフレットの配布枚数	—	—	4,600部	4,600部	4,885部	4,536部	—	【課題】 ・成人式以外の若者への効果的な周知機会が必要である。 【今後の対応】 ・啓発リーフレット配布場所の拡大。	
	● 3 DV根絶強化月間の実施	①「うつつのみやDV根絶強化月間」における集中的な啓発の実施	・市DV根絶強化月間である11月に、街頭キャンペーンによる啓発パンフレットの配布や、市庁舎や男女共同参画推進センターなどでのパネル展示を行う。また、新たに講演会などを開催し、啓発の充実を図る。	男女共同	「うつつのみやDV根絶強化月間」における啓発事業の数	6事業	3事業	6事業	7事業	7事業	7事業	◎	【課題】 ・今後もDV根絶に向けてより効果的な啓発を行う必要がある。 【今後の対応】 ・街頭キャンペーン実施回数の増加や新たな広報媒体を使つての啓発活動実施する。	
		②被害者支援ボランティア等との連携による啓発	・市DV根絶強化月間において、被害者支援ボランティア等の民間団体との連携により、街頭キャンペーンでの啓発物品の配布やパネル展示などの啓発事業を行う。	男女共同	被害者支援ボランティアと連携した啓発事業等の実施回数	—	—	6回	0回	0回	0回	—	【課題】 ・DV被害者ボランティアの活用につながらなかった。 【今後の対応】 ・既存団体や関係機関との連携した啓発事業を実施する。	

取り組むべき施策	重点	事業	具体的な取組	事業概要	主管課	目標値・参考値							特記事項	
						活動指標(網掛け)及び参考指標	目標値(25年度)	計画策定時(20年度)	21年度	22年度	23年度	24年度	評価	課題・今後の対応
(2) 人権教育や男女共同参画の意識づくりの充実		4 人権啓発事業の実施	○人権擁護委員や国・県と連携した人権啓発の実施	・人権擁護委員と連携し、人権問題に関する相談・啓発に対応するとともに、国や県とも連携し、パンフレットや啓発物品の配布、広報紙などにより、人権啓発を行う。	男女共同	①人権相談の実施回数 ②人権講話(市内小学校)の実施回数 ③人権の花運動(市内小学校)を実施回数 ④広報紙による啓発回数	—	—	①12回 ②15校 ③7校 ④12回	①12回 ②16校 ③7校 ④12回	①12回 ②16校 ③7校 ④12回	①12回 ②15校 ③7校 ④12回	—	【課題】 ・子どもの発達段階に応じた人権意識の醸成を図る効果的な事業実施方法の検討が必要である。 【今後の対応】 ・小学生に対する人権講話を効果的に実施するための人権擁護委員の研修への支援をする。 ・人権講話や人権の花運動の人権啓発活動をより効果的に実施するための手法の改善を図る。
		5 男女共同参画啓発事業の実施	①男女共同参画推進月間等における啓発の実施	・10月を「うつのみや男女共同参画推進月間」とし、「ときめく未来へ参画会議」の開催、市庁舎や男女共同参画推進センターなどにおいてパネル展示をするなど、集中的に啓発事業を実施する。 また、年間を通じて、男女共同参画に関する講座・講演会など、啓発事業を実施する。	男女共同	男女共同参画推進センター主催講座の受講者数(ときめく未来へ参画会議参加者含む)	1,700人	1,080人(見込)	2,159人	2,922人	1,907人	2,348人	◎	【課題】 ・DVの根底にある固定的な性別役割分担意識の解消につながるより効果的な啓発が必要である。 【今後の対応】 ・様々な機会や媒体を活用しながら周知啓発の充実を図る。
			②男女共同参画に関する情報提供	・男女共同参画啓発誌「ばーとなーしっぷ」、男女共同参画推進センターだより」の発行や、広報紙・ホームページ等による情報発信、情報コーナーの設置などにより、男女共同参画に関する情報を提供することにより、啓発を行う。	男女共同	広報紙への男女共同参画推進事業(特集)の掲載回数	—	—	4回	3回	1回	2回	—	【課題】 ・「家庭の日」認知度向上を図る必要がある。 【今後の対応】 ・企業との連携など、積極的・効果的な周知啓発を実施する。
			③ふれあいのある家庭づくり事業の実施	・「家庭の日」を題材としたイラストや川柳などの作品コンクールを実施し、入賞作品を作品集や啓発物品に活用するなどして、「ふれあいのある家庭づくり事業」を推進する。	子ども未来課	①啓発イベント(宮っこフェスタ)の来場者数 ②作品コンクールの応募点数	—	—	①46,000人 ②797点	①28,000人 ②843点	①22,000人 ②903点	①42,000人 ②1,257点	—	【課題】 ・実践及び市の方針を踏まえた、毎年度の計画の見直し・改善が必要である。 【今後の対応】 ・人権教育研修会等における計画の見直し・改善の重要性の周知を行なう。
		6 学校における人権教育・男女平等教育の実施	①人権・男女平等教育の推進	・学校教育の場で、各学年において道徳や社会科などの学習を通じて、人権の尊重や、男女平等の理解及び男女の協力についての教育を実施する。	学校教育	各学校における人権教育年間指導計画の作成校数	—	—	93校	93校	93校	93校	—	【課題】 ・教育参考資料の活用促進が必要である。 【今後の対応】 ・各小学校への積極的な周知による活用促進を図るとともに、必要に応じて見直しに向けた検討を進める。
			②男女共同参画教育参考資料「かがやき」の活用	・全小学5年生と教職員に男女共同参画教育参考資料「かがやき」を配布し、授業などで活用するほか、ゲーム等を交えながら、「かがやき」の内容の理解を深める出前講座を実施するなどして、小学生の男女共同参画意識の醸成を図る。	男女共同	男女共同参画教育参考資料「かがやき」の配布冊数	—	—	5,504冊	5,328冊	5,626冊	5,608冊	—	【課題】 ・全教職員による校内授業研究会の充実が必要である。 【今後の対応】 ・研修や総合訪問における校内授業研究会の取組例の提示を行なう。
			③教職員を対象とした人権教育の研修	・各学校の人権教育主任の教員が、本市や県が開催する人権教育研修会において、人権尊重や男女平等意識の醸成等について学ぶことにより、人権教育・男女平等教育の充実を図る。	学校教育	教職員を対象とした人権研修会の開催回数	—	—	2回(186人)	2回(186人)	2回(186人)	2回(186人)	—	【課題】 ・外部講師の講話資料や内容についての確認が必要である。 【今後の対応】 ・市教委と医師会が連携を図り、講話内容について検討する。
		7 学校における性と健康に関する教育の実施	①性教育サポート事業の実施	・中学3年生を対象に、産婦人科医が講話する「性教育サポート事業」を全校で実施し、性に関する正しい知識を身につける。	学校健康	中学3年生を対象とした性教育サポート事業の実施校数	—	—	25校(全中学校)	25校(全中学校)	25校(全中学校)	25校(全中学校)	—	【課題】 ・幼児期から青年期までの発達段階に応じたエイズ及び性感染症の予防に関する正しい知識の普及啓発、出前講座の充実に向けて、学校や庁内関係各課と更に連携が必要である。 ・学校や教育委員会、関係課との連携強化が必要である。 【今後の対応】 ・エイズや性感染症の蔓延防止に向けた普及啓発活動の充実を図る。 ・学校等と連携を図り、より効果的な手法・内容を検討しながら事業を展開する。
			②性と健康に関する健康教育の実施	・市職員が中学校・高校等に出向き、「性といのちに関する健康教育出前講座・エイズ予防出前講座」を実施し、性に関する正しい知識の教育と、エイズを含む性感染症の予防教育を行う。	子ども家庭、保健予防	①性といのちの健康教育出前講座の参加者数 ②エイズ予防教育出前講座の実施人数	—	—	①2,411人 ②2,043人	①3,555人(23校) ②1,530人(8校)	①3,847人(33校) ②1,614人(12校)	①3,994人(32校) ②1,356人(13校)	—	

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり 施策の方向2 相談体制の充実を図る。

取り組むべき施策	重点	事業	具体的な取組	事業概要	主管課	目標値・参考値								特記事項	
						活動指標(網掛け)及び参考指標	目標値(25年度)	計画策定時(20年度)	21年度	22年度	23年度	24年度	評価		
(3) 相談窓口の周知の強化	●	8 相談窓口の広報活動の充実	①広報紙・リーフレット等による相談窓口の周知	・市民を対象に、広報紙・リーフレット・ホームページ等を使って、相談窓口を広く周知する。	男女共同	広報紙による相談窓口の周知回数	—	—	12回	13回	13回	13回	—	【課題】 ・公的な専門相談窓口の更なる周知が必要である。 【今後の対応】 ・DV防止啓発リーフレット等の積極的な配布による相談窓口の周知を図る。	
			②医療機関への啓発・相談先リーフレット配布及び連携	・市内医療機関に啓発・相談先リーフレットを新たに配布するとともに、医療機関と連携し、被害者の通報、相談窓口の紹介等の協力を依頼する。	男女共同	市内病院等への啓発・相談先リーフレットの配布枚数等	—	—	医師会 383箇所 歯科医師会 280箇所	医療機関会報に相談窓口を掲載	医師会 2箇所補充	医師会 3箇所補充	—	【課題】 ・DV被害者を発見しやすい立場にある医療関係者へのDVの理解促進・情報提供が必要である。 【今後の対応】 ・必要に応じて、医療機関等にリーフレットを補充する。	
			③公共施設等へのDV防止ステッカー貼付	・公共施設の女性トイレ等にDV防止ステッカーを貼り付け、相談窓口を周知する。また、関係機関や医療機関等との連携を図りながら、DV防止ステッカーの貼付施設数を増やす。	男女共同	本市施設へのDV防止ステッカーの貼付枚数	1,000枚(5か年)	370枚(見込)	1,001枚(累計)	1,001枚(累計)	1,001枚(累計)	1,001枚(累計)	◎	【課題】 ・加害者に知られないように配慮しながらDV相談窓口の周知を行う必要がある。 【今後の対応】 ・民間施設等の協力を得ながら、DV防止ステッカーの貼付を検討する。	
			④(再掲)民生委員・児童委員等への説明会の実施												
(4) 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	●	10 相談体制の充実	○外国人向けの多言語リーフレットの作成と周知	・国際交流プラザと連携し、外国人向けの多言語リーフレットを新たに作成し、外国人への相談窓口の周知を図る。	男女共同 国際交流プラザ	外国人向け多言語リーフレットの作成及び配布枚数	—	—	—	4か国語(1,541枚)	継続配布	継続配布	—	【課題】 ・外国人へのDV相談窓口の周知及びDV相談時における適切な相談対応に取組む必要がある。 【今後の対応】 ・国際交流プラザやソーシャルコーディネーターと連携し、相談窓口の周知及び相談対応を行う。	
			①防犯カメラ・防犯ベルの設置	・相談者の安全に配慮するため、相談窓口にて防犯カメラ・防犯ベルを設置する。	男女共同	防犯カメラ・防犯ベルの設置	—	設置済	設置済	設置済	設置済	設置済	設置済	—	【課題】 ・特になし。 【今後の対応】 ・引き続き、適切な管理・運営を行う。
			②無料法律相談の実施	・配偶者との離婚や調停など、法的な支援が必要な被害者を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施する。	男女共同	法律相談の実施回数	—	—	47回	43回	73回	88回	—	【課題】 ・法律相談のニーズが高いことから、法的支援が必要な相談者への適切な情報提供が必要である。 【今後の対応】 ・女性弁護士による無料法律相談を継続して実施する。	
			③無料カウンセリングの実施	・相談時における心のケアが必要な被害者を対象に、女性カウンセラーによる無料カウンセリングを実施する。	男女共同	カウンセリングの実施回数	—	—	44人	26人	36人	33人	—	【課題】 ・心のケアが必要とされる被害者の増加へ対応する必要がある。 【今後の対応】 ・引き続き女性カウンセラーによるカウンセリングを実施する。	
11 外国人等への相談の配慮	●	11 外国人等への相談の配慮	④相談員の質の向上	・相談員がより適切な相談を行うとともに、困難を抱えた事例にも対応できるよう、相談員の専門研修会への派遣や、スーパーバイザーによる研修を実施する。また、臨床心理士等の資格を持つ相談員の配置を検討する。	男女共同	①相談機関等に相談した女性被害者の割合 ②スーパーバイザーによる研修の実施	60%	①35.8%(18年度) ②1回	①未調査 ②1回	①未調査 ②1回	①43.4%(23年度) ②2回	①43.4%(23年度) ②2回	○	【課題】 ・複雑化するDV相談への迅速かつ的確に対応する必要がある。 【今後の対応】 ・相談員の外部研修への積極的参加や内部研修による資質向上を図る。	
			①外国人に配慮した相談の実施	・国際交流プラザと連携し、通訳者を介した相談体制を整えることで、言葉の壁を持つ外国人に配慮した相談を実施する。	男女共同、国際交流プラザ	国際交流プラザと連携して対応(連携して対応した外国人DV相談件数)	—	—	3件	6件	1件	0件	—	【課題】 ・様々な困難を抱えたDV被害者に対し迅速に、的確な対応が必要である。 【今後の対応】 ・関係機関との連携やボランティアの活用を図る。 ・相談員のスキルアップを図るとともに、関係機関・関係部署と連携しながら対応していく。	
			②高齢者に配慮した相談の実施	・高齢者に配慮した相談を行うとともに、高齢者の相談窓口と連携し、迅速な対応を図る。	男女共同、高齢福祉	高齢福祉課と連携して対応(連携して対応したDV相談件数)	—	—	1件	3件	0件	1件	—	【課題】 ・様々な困難を抱えたDV被害者に対し迅速に、的確な対応が必要である。 【今後の対応】 ・関係機関との連携やボランティアの活用を図る。 ・相談員のスキルアップを図るとともに、関係機関・関係部署と連携しながら対応していく。	
			③障がい者に配慮した相談の実施	・身体・知的・精神などの障がいのある被害者に配慮した相談を行うとともに、障がい者の相談窓口と連携し、迅速な対応を図る。	男女共同、障がい福祉、保健予防	①障がい福祉課と連携しての対応(連携して対応したDV相談件数) ②保健予防課と連携しての対応(連携して対応したDV相談件数)	—	—	①3件 ②4件	0件	3件	①2件 ②0件	—	【課題】 ・保護命令等について、常にDV被害者に的確な情報提供を行い、安全確保の支援を徹底する必要がある。 【今後の対応】 ・DV被害者に対する適切な情報提供と助言指導を実施する。	
12 法的手続等における助言・支援	●	12 法的手続等における助言・支援	①保護命令申立てに関する助言・支援	・裁判所に保護命令を申し立てるにあたり、申立方法や記載方法について助言や支援を行う。	男女共同	保護命令書面回答件数	—	—	7件	6件	5件	2件	—	【課題】 ・保護命令等について、常にDV被害者に的確な情報提供を行い、安全確保の支援を徹底する必要がある。 【今後の対応】 ・DV被害者に対する適切な情報提供と助言指導を実施する。	
			②法的手続きに必要な「来所相談証明書」の発行	・法的手段等、必要に応じて、被害者からの相談を受けたことを証明する「来所相談証明書」を配偶者暴力相談支援センターが発行する。	男女共同	来所相談証明書交付件数	—	—	13件	8件	9件	10件	—	【課題】 ・保護命令等について、常にDV被害者に的確な情報提供を行い、安全確保の支援を徹底する必要がある。 【今後の対応】 ・DV被害者に対する適切な情報提供と助言指導を実施する。	

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり 施策の方向3 被害者の安全を確保する。

取り組むべき施策	重点	事業	具体的な取組	事業概要	主管課	目標値・参考値							特記事項	
						活動指標(網掛け)及び参考指標	目標値(25年度)	計画策定時(20年度)	21年度	22年度	23年度	24年度	評価	課題・今後の対応
(5) 被害者の緊急時における安全確保		13 警察との連携強化	○警察との連携による安全確保	・市配偶者暴力相談支援センターにおいて、警察と連携しながら、加害者から追跡される危険のある被害者とその子どもの緊急時の安全を確保する。	男女共同	一時保護や自立支援事業の実施における情報共有・連携	—	—	9回	12回	12回	11回	—	【課題】 ・緊急時対応のための情報共有・連携強化を図る必要がある。 【今後の対応】 ・引き続き、警察署と連携を図りながら、一時保護や自立支援事業等における被害者及び同伴家族の安全を確保に取組む。
		14 県婦人相談所との情報共有・連携強化	○とちぎ男女共同参画センターと連携した被害者の円滑な一時保護	・とちぎ男女共同参画センター(パルティ)と連携し、被害者の状況に関する情報共有を図り、被害者とその子どもの円滑な一時保護につなげる。	男女共同	・一時保護における情報共有・連携 ・連携して一時保護した世帯数	—	—	31世帯(51人)	52世帯(87人)	35世帯(65人)	36世帯(60人)	—	【課題】 ・速やかな一時保護に向けた情報共有・連携強化を図る必要がある。 【今後の対応】 ・引き続き県との連携を図りながら円滑な一時保護を実施する。
(6) 一時保護における関係機関との連携		15 一時保護者への支援	○市相談員による一時保護施設への同行・助言	・一時保護施設まで、市配偶者暴力相談支援センターの相談員が一時保護者(被害者とその子ども)に同行、助言を行い、速やかな一時保護につなげる。	男女共同	一時保護施設への同行件数	—	—	8件	13件	13件	8件	—	【課題】 ・一時保護者の状況に応じた安全確保を図る必要がある。 【今後の対応】 ・一時保護者の安全確保を最優先に、的確な状況判断を行い、同行支援する。

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援体制づくり 施策の方向4 被害者の自立支援の体制をつくる。

取り組むべき施策	重点	事業	具体的な取組	事業概要	主管課	目標							特記事項	
						活動指標(網掛け)及び参考指標	目標値(25年度)	計画策定時(20年度)	21年度	22年度	23年度	24年度	評価	課題・今後の対応
向(け)た(7) 被害者の自立に向けた各種情報の提供		16 就労・日常生活・各種手続等の情報提供	○市相談員による情報提供	・母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関等と連携し、就職情報、日常生活や子育て等の情報について、市配偶者暴力相談支援センターの相談員が情報を提供する。	男女共同	必要に応じて随時情報提供	—	—	随時	随時	随時	随時	—	【課題】 ・被害者の状況やニーズに応じた適切な情報提供を行う必要がある。 【今後の対応】 ・関係する行政サービス等の情報を収集、提供することで、被害者が必要とするサービスを受けられるよう支援する。
		17 行政情報等の提供の充実	①情報コーナーの設置による情報提供 ②行政手続等に関する相談会の実施	・被害者の居場所に情報コーナーを設置し、司法手続き、行政情報(市営住宅、児童扶養手当)等の各種情報の提供を更に充実する。 ・被害者の自立支援事業の開催等にあわせ、市配偶者暴力相談支援センター相談員等が、行政手続等に関する相談会を実施することで、情報提供機会の充実を図る。	男女共同	情報コーナーの設置による情報提供(通年) 行政手続等に関する相談会の実施(0回)	—	—	通年 1回	通年 0回	通年 0回	通年 0回	—	
(8) 被害者の自立に向けた各種生活支援	●	18 被害者の居場所の整備	○被害者の居場所の整備	・男女共同参画推進センターに、地域で暮らす他の被害者との出会いや、様々な情報交換や、自分の持つ力・可能性を再確認できるような「居場所」を整備する。	男女共同	居場所利用者の人数	500人(延)	—	358人(延)	315人(延)	351人(延)	330人(延)	△	【課題】 ・被害者の安全に配慮しながら居場所の更なる利用促進をする必要がある。 【今後の対応】 ・面接指導等の就労支援の充実を図る。
		19 住宅確保に向けた支援	①市営住宅優先入居における配慮	・市営住宅の申込時において、優先入居に配慮する。	住宅	・市営住宅入居においてDV被害者は連帯保証人を不要 ・DV被害者の市営住宅の入居件数	—	—	0件	0件	0件	0件	—	【課題】 ・特になし。 【今後の対応】 ・引き続き、DV被害者の市営住宅への優先入居に取り組む。
			②母子生活支援施設入所における配慮	・相談時における母子の生活状況を踏まえ、関係機関と連携しながら、必要に応じ、母子生活支援施設への入所に配慮する。	子ども家庭	母子生活支援施設への入所件数	—	—	1件	4件	4件	6件	—	【課題】 ・母子家庭の早期自立を促進するため、関係機関との連携による情報共有や相談体制の充実を図る必要がある。 【今後の対応】 ・各関係機関と連携を図りながら、個々の状況に応じた自立支援策を実施する。
	③ステップハウス事業の支援	・民間団体が行っている被害者の自立のためのステップハウス事業の支援を検討する。	男女共同	民間団体のステップハウス事業に対する財政的支援	—	—	—	実施済	実施済	実施済	—	【課題】 ・利用者に変動があり、支援内容について検討する必要がある。 【今後の対応】 ・利用実績を踏まえ、財政的支援の充実を検討する。		

取り組むべき施策	重点	事業	具体的な取組	事業概要	主管課	目標値・参考値							特記事項	
						活動指標(網掛け)及び参考指標	目標値(25年度)	計画策定時(20年度)	21年度	22年度	23年度	24年度	評価	課題・今後の対応
(8) 被害者の自立に向けた各種生活支援	20 就労準備に向けた支援	①被害者のためのIT講座の開催	・就労に結びつきやすいパソコンの基本的な知識・操作方法を習得するためのIT講座を実施し、その開催回数を拡充する。	男女共同	IT講座の実施	—	—	19回 (89人)	22回 (63人)	21回 (103人)	24回 (105人)	—	【課題】 ・特になし。 【今後の対応】 ・引き続き、被害者のニーズが高いIT講座を実施する。	
		②女性のための再就職準備セミナーの実施	・再就職に必要なスキルや情報を習得するセミナーを男女共同参画推進センターで開催する。	男女共同	女性のための再就職準備セミナーの実施	—	—	5回 (109人)	4回 (69人)	4回 (63人)	5回 (93人)	—	【課題】 ・受講者が再就職活動に取り組めるようセミナー内容の充実と終了後の活動支援に取組む必要がある。 【今後の対応】 ・セミナー内容の充実を図るとともに終了後の活動支援に向けて、関係機関との連携を図りながら事業を展開する。	
		③再チャレンジ相談の実施	・再就職などの相談にキャリアカウンセラーが応じる「再チャレンジ相談」を男女共同参画推進センターで定期的に開催し、個々の状況に応じた適切な助言・指導を行う。	男女共同	再チャレンジ相談会の実施	—	—	6回 (20人)	0回	7回 (11人)	4回 (5人)	—	【課題】 ・利用者の減少に対し、周知の強化を行う必要がある。 【今後の対応】 ・ハローワーク等との連携を図りながら、求人情報の提供を含む相談会を実施する。	
	21 心と体の健康回復に向けた支援	①自立に向けたカウンセリングの実施	・被害者の自立支援事業として、心のケアが必要な被害者を対象に、カウンセラーによる自立に向けたカウンセリングを新たに実施する。	男女共同	自立支援事業における心のケア講座・相談会の実施	—	—	2回 (大人6人、子ども3人)	4回 (大人34人、子ども13人)	4回 (大人24人、子ども7人)	5回 (大人30人、子ども7人)	—	【課題】 ・被害者の心身をケアするためのより効果的なカウンセリングを実施する必要がある。 【今後の対応】 ・DV計画の改訂に併せた実態調査を基にニーズにあった内容に対応する。	
		②地域保健活動における母子健康支援	・地域保健活動において、子どもの発達や予防接種等の相談をはじめ、母子への健康支援を実施する。	子ども家庭、保健福祉総務、保健予防	①地域保健活動におけるDV相談の実施件数 ②住民票の異動手続きができないDV被害者の子どもの乳幼児健診の実施回数	—	—	①13件 ②2件	①9件 ②4件	①7件 ②5件	①8件 ②9件	—	【課題】 ①DV被害者の相談内容に応じた関係各課・関係機関等と連携する必要がある。 【今後の対応】 ①引き続き、関係機関との連携を図りながら、事業の提供を行う。 ②本市に居住している旨の申請書の提出により、DV被害者への予防接種費助成を実施する。	
	22 福祉施策等を活用した支援	①生活保護制度による支援	・被害者の生活実態を把握したうえで、必要に応じて、生活保護制度の対応に配慮する。	生活福祉	DV被害者で生活保護を適用した件数	—	—	16件	14件	12件	11件	—	【課題】 ・経済的自立に向けて関係機関と連携した支援体制を構築する必要がある。 【今後の対応】 ・関係機関との連携強化を図る。	
		②各種手当等による支援	・各種手当等(児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成制度、母子家庭自立支援給付金、貸付金等)に配慮する。	子ども家庭	各種手当等を給付<参考> ①児童扶養手当受給者数 ②ひとり親家庭医療費助成	—	—	各種手当等を給付 ①3,886人 ②41,605件	各種手当等を給付 ①4,156人 ②38,809件	各種手当等を給付 ①4,172人 ②43,304件	各種手当等を給付 ①4,213人 ②44,237件	—	【課題】 ・手当支給と合わせた自立支援相談を実施する必要がある。 【今後の対応】 ・受給者へひとり親家庭支援事業の情報提供を図る。	
		③母子家庭等日常生活支援事業の実施	・市母子寡婦福祉連合会と連携し、再就職時における子どもの一時預かりなど、母子家庭等日常生活支援事業を実施する。	子ども家庭	母子家庭等日常生活支援事業派遣日数	—	—	35日	33日	32日	50日	—	【課題】 ・緊急時や夜間の対応に取組む必要がある。 【今後の対応】 ・家庭生活支援員を増員するとともに、地域での利便性向上を図る。	
		④住民基本台帳事務における支援措置	・住民基本台帳事務における支援措置の申出により、住民票の交付制限などに配慮する。	市民課	DV被害等を理由として、住民基本台帳事務における支援措置を実施した件数(本市で支援措置申出を受理した件数。スターカー、その他も含む)	—	—	106件	91件	105件	130件	—	【課題】 ・住基情報を扱う全庁連携による被害者の安全確保が必要である。 【今後の対応】 ・事務取扱要領にもとづき適正に運用する。 ・情報の共有化を進め、関係課との連携強化を図る。	
		⑤国民健康保険加入手続きの支援措置	・やむを得ない事情により、住民票を移すことができない被害者に対して、必要に応じて、国民健康保険加入手続きに配慮する。	保険年金	DV被害を理由として、国民健康保険加入手続きの支援措置を適用	—	—	5件	8件	8件	8件	—	【課題】 ・加入手続きの支援措置の周知徹底を図る必要がある。 【今後の対応】 ・DV被害者が安心できる生活を確保するため、女性相談所等との連携を図りながら支援措置について周知する。	
	● 23 共通相談シートを活用した同行支援	○共通相談シートの作成とシートを活用した同行支援	・被害者の状況や必要に応じて、相談員が庁内手続きにおける同行支援を行う。その際、共通相談シートを新たに作成し、行政手続を円滑に行うとともに、関係部署との情報の共有・連携と被害者の二次被害防止を図る。	男女共同	共通相談シートにより同行支援した被害者の人数	年48人	—	必要に応じて、関係機関等への同行支援を実施	必要に応じて、関係機関等への同行支援を実施	必要に応じて、関係機関等への同行支援を実施	必要に応じて、関係機関等への同行支援を実施	—	【課題】 ・既存の証明書類等で対応し、必要に応じて情報共有し、関係課に同行支援を行う。 【今後の対応】 ・既存の証明書類を活用して同行支援を行う。	

取り組むべき施策	重点	事業	具体的な取組	事業概要	主管課	目標値・参考値							特記事項	
						活動指標(網掛け)及び参考指標	目標値(25年度)	計画策定時(20年度)	21年度	22年度	23年度	24年度	評価	課題・今後の対応
(9) 被害者の子どもの心のケアや発育・就学等に関する支援	●	24 子どもの心の回復に向けた交流事業の実施	○保育士・支援者等との交流事業の実施	・被害者の子どもが、様々な遊びなどを通して、保育士・支援者等の大人や被害者の子ども同士と交流することで、安心できる大人や友人の存在を確認し、心の回復につなげる。	男女共同	保育士・支援者等との交流事業に参加した被害者の子どもの数	年120人(延)	—	年52人(延)	年48人(延)	年33人(延)	年27人(延)	△	【課題】 ・子どもが参加しやすいプログラムの企画の充実を図る必要がある。 【今後の対応】 ・民間支援団体と連携しながら、子どもの支援プログラムやイベントの充実を図る。
		25 子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携	①関係機関との連携による子どもの心のケア・発達支援	・子どもの心のケアや発達支援に関する相談に対応するとともに、必要に応じて児童相談所などの関係機関等を案内する。	男女共同、子ども家庭、子ども発達センター	①DV相談時に児童相談所等を案内 ②DV対策関係機関ネットワーク会議の開催回数 ③児童虐待防止等ネットワーク会議の開催回数 ④児童虐待ケース進行管理会議の開催回数	—	—	①随時 ②2回 ③2回 ④4回	①随時 ②2回 ③2回 ④4回	①随時 ②2回 ③2回 ④4回	①随時 ②1回 ③2回 ④4回	—	【課題】 ・多様化・複雑化する相談事例へ適切に対応する必要がある。 【今後の対応】 ・各ネットワーク会議やケース検討会議を適宜開催するなど今後も関係機関相互の連携の強化を図る。
			②教育センターによる子どもの心のケアと発達支援	・教育センターにおいて、子どもの心のケアと発達に関する悩みに対応する。	教育センター	DV被害者の子どもの心のケアや発達支援の実施	—	—	随時	随時	随時	随時	—	【課題】 ・特になし。 【今後の対応】 ・引き続き、関係機関と連携を図りながら、子どもの心のケアや発達支援を実施する。
		26 就学における支援と配慮	①学校諸経費の一部援助	・所得状況等を踏まえ、学用品、給食、校外活動等の経費の一部を援助する。	学校管理	DV被害者への就学援助の実施件数	—	—	5件	10件	13件	11件	—	【課題】 ・個人情報の適切な管理を行う必要がある。 【今後の対応】 ・引き続き、個人情報を適切に管理しながら、DV被害者への就学援助を実施する。
			②転入学手続における配慮	・被害者の子どもの転入・転校における各種手続に伴い関係機関と調整しながら個人情報の取り扱いに配慮する。	学校管理	DV被害を理由として、転入学手続に配慮した件数	—	—	9件	10件	27件	21件	—	【課題】 ・多様化する相談ケースに対応する必要がある。 【今後の対応】 ・引き続きケースに応じた支援を実施する。
			③学校における被害者の子どもへの配慮	・個人情報の取り扱いや被害者の子どもの心のケアの重要性について、パンフレットの配布や通知により、学校に周知する。また、新たに、養護教諭等を対象に、DVIに関する啓発研修の実施を検討する。	男女共同、学校健康	教職員等を対象にしたDVIに関する啓発研修の実施回数	—	—	1回	3回	3回	3回	—	【課題】 ・学校現場におけるDVIについての理解促進を図る必要がある。 【今後の対応】 ・デートDV防止啓発パンフレット等を活用した積極的な周知や出前講座を実施する。
		27 保育所入所における配慮	○市内保育所入所における配慮	・被害者が安心して就労できるよう、市内保育所の入所に配慮する。	保育	保育所入所における配慮	—	—	適宜実施	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—	【課題】 ・特になし。 【今後の対応】 ・市内居住の事実確認により、住民票がなくても市民として扱い、保育に欠ける状況、公的機関の証明書等を確認のうえ、入所申請の受け付けを実施する。 ・入所選考にあたっては、ひとり親家庭とみなし、福祉的な配慮を行う。
		28 保育士対象のDVIに関する研修の実施	○市保育士を対象としたDV被害者の子どもの心のケアに関する研修の実施	・市保育士を対象に、男女共同参画意識を高める研修とともに、新たに、子どもの心のケアの重要性についても研修を実施する。	男女共同	保育士対象のDVIに関する研修の実施回数	—	—	1回(19名)	1回(13名)	1回(25名)	1回(28名)	—	【課題】 ・より多くの保育者が参加できるよう周知方法の検討が必要である。 【今後の対応】 ・参加者から評価を得られていることから、参加者の声をPRしながら、私立・公立保育園に早期から募集案内を行う。

基本目標Ⅳ DV対策の推進体制づくり

施策の方向5 関係機関等と連携・協働により、DV対策を推進する。

取り組むべき施策	重点	事業	具体的な取組	事業概要	主管課	目標値・参考値							特記事項	
						活動指標(網掛け)及び参考指標	目標値(25年度)	計画策定時(20年度)	21年度	22年度	23年度	24年度	評価	課題・今後の対応
(10) 関係部署・関係機関等との連携強化	●	29 関係職員の窓口対応の向上	①関係職員に対する2次被害防止研修の実施	・被害者が行政窓口で手続等を行う際、関係職員から心ない言葉をかけられるなど、2次被害を受けることを防止するための研修を、関係職員を対象に新たに実施する。	男女共同	①2次被害防止研修の開催回数 ②2次被害防止に向けた市職員への啓発回数	年3回	—	①1回(29人) ②2回	①0回 ②2回	①0回 ②1回	①0回 ②1回	△	【課題】 ・DV防止庁内連絡調整会議において関係課等へ啓発しているが、より広く職員に啓発する必要がある。 【今後の対応】 ・DVについての理解促進のための職員への一層の啓発を図る。
			②被害者対応マニュアルの作成	・関係職員が適切な対応ができるよう、相談時の対応や関係機関との連携・流れを新たに明記し、既存のマニュアルの内容を充実する。	男女共同	関係各課の支援情報を明記した被害者対応マニュアルの改訂	—	—	—	改訂配布	改定作業	改訂配付	—	【課題】 ・各窓口におけるDV被害者への適切な事務処理・支援を行う必要がある。 【今後の対応】 ・関係課職員に対して被害者への支援策をまとめたマニュアルを配布する。 ・マニュアルを必要に応じて見直す。
	●	30 関係部署との情報共有・連携強化	○「DV防止庁内連絡調整会議」を通じた事例検討・取組課題の解決、連携強化	・庁内の関係部署から成る「DV防止庁内連絡調整会議」を開催し、事例の検討や取組課題の解決を図るとともに、更なる連携を強化する。	男女共同	DV防止庁内連絡調整会議の開催回数	—	—	2回	2回	2回	1回	—	【課題】 ・DV被害者支援のための関係各課との連携強化が必要である。 ・DV関係課以外の全庁的な危機管理意識の醸成が必要である。 【今後の対応】 ・引き続き、庁内連絡会議やケース会議等を通じて関係課との連携強化を図る。
			○「DV対策関係機関ネットワーク会議」を通じた事例検討・取組課題の解決、連携強化	・警察、婦人相談所、民間シェルターなどの関係機関から成る「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催し、事例検討や取組課題の解決を図るとともに、更なる連携を強化する。また、地域で活動する民生委員・児童委員、医療機関との連携強化を図り、被害者の発見・通報、相談窓口の紹介等の協力を呼びかける。	男女共同	「DV対策関係機関ネットワーク会議」の構成団体と連携して対応した相談事案件数	380件	240件(見込)	360件	316件	214件	294件	○	【課題】 ・DV被害者支援のための関係機関との連携強化を図る必要がある。 【今後の対応】 ・引き続き、DV・虐待との関係機関ネットワーク連携での意見交換会や情報交換会を通して連携強化を図る。
(11) 民間団体等との連携と協働	●	32 民間シェルターとの連携	①民間シェルターの運営費助成	・民間シェルターの運営費の支援を通して、被害者の保護を行う。	男女共同	民間支援団体と協働で実施した事業数	8事業	4事業	5事業	6事業	5事業	7事業	○	【課題】 ・特になし。 【今後の対応】 ・利用実績を踏まえ、財政的支援の内容について検討する。
			②被害者の自助グループ活動費の助成	・民間支援団体が実施する自助グループ活動費の支援を通して、被害者の自立支援を行う。	男女共同	民間支援団体の自助グループ活動事業への助成	—	—	助成済	助成済	助成済	助成済	—	【課題】 ・特になし。 【今後の対応】 ・利用実績を踏まえ、財政的支援について検討する。
			③自立支援事業等における連携	・被害者の自立に向けたカウンセリングの実施、就労支援のためのIT講座の開催など、民間シェルターと連携し、自立支援事業に取り組む。また民間シェルターと連携し、DV根絶強化月間におけるパネル展示などの啓発事業を行う。	男女共同	民間支援団体との連携による被害者の自立支援事業の実施	—	—	実施済	実施済	実施済	実施済	—	【課題】 ・個々の事案やニーズにできる限り対応した自立支援事業の企画・実施に取り組む必要がある。 【今後の対応】 ・アンケート調査の結果や実施状況等を踏まえながら、各種講座等を実施する。
	●	33 被害者支援ボランティア等との連携	①被害者支援ボランティアの育成	・DV被害者支援ボランティア養成講座などを通じて、参加者が支援者としてできることは何かについて働きかけ、被害者支援ボランティアの育成に努める。	男女共同	被害者支援ボランティア養成講座の実施回数	—	—	0回	0回	0回	0回	—	【課題】 ・DV被害者ボランティアの活用が難しい。 【今後の対応】 ・既存団体により市民協働を進めるなかで啓発活動に向けた人材育成を検討する。
②(再掲)被害者支援ボランティア等との連携による啓発														